

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律

(平成一五年三月三十一日法律第七号)

一、提案理由(平成一五年三月一九日・衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会)

○細田国務大臣 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

沖縄振興については、自立型経済の構築等を目指し、沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画に沿って、観光、情報通信、製造業、農林水産業等の各種の産業の一層の振興、それを支える人材の育成や科学技術の振興などを図ることが重要な課題となっております。こうした中で、沖縄振興の観点から、沖縄の電力用途の石炭に係る石油石炭税を免除することとするとともに、羽田—沖縄離島三路線に係る航空機燃料税の軽減措置を延長するため、ここに本法律案を提出申し上げる次第であります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一は、沖縄の電力用途の石炭に係る石油石炭税の免除措置の新設であります。

石油石炭税の課税対象に新たに石炭が追加される中で、沖縄にある事業場において発電の用に供する石炭に係る石油石炭税を免除することといたします。

第二は、羽田—沖縄離島三路線に係る航空機燃料税の軽減措置の延長であります。

宮古島、石垣島及び久米島と東京国際空港との間の路線を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の軽減措置の適用期限を一年延長することといたします。

以上が、この法律案の提案理由及び概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

二、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長報告(平成一五年三月二〇日)

○平林鴻三君 ただいま議題となりました法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、沖縄の振興を図るため、沖縄の電力用途の石炭に係る石油石炭税を免除するとともに、東京国際空港と沖縄離島三路線に係る航空機燃料税の軽減措置の適用期限を一年延長するものであります。

本案は、三月十八日本委員会に付託され、翌十九日細田沖縄及び北方対策担当大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、本二十日質疑を終局し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成一五年三月二〇日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、今後の沖縄振興の推進に遺漏なきを期するべきである。

- 一 沖縄における特殊な電力事情に配慮しつつ、電力の安定的かつ適性の供給を確保し
うる環境整備に引き続き努めること。
- 二 地球温暖化への対応を図るべく、沖縄においても、省エネルギーの取組み及び新エ
ネルギーの導入を推進するとともに、地球温暖化防止に関する環境・エネルギー政策
の実施に当たっては、十分配慮し支援すること。
- 三 観光が地域の重要な産業となっている離島地域に配慮しつつ、沖縄の基幹産業であ
る観光・リゾート産業の振興に引き続き努めること。

右決議する。

三、参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長報告（平成一五年三月二八日）

○本田良一君 ただいま議題となりました沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案
につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、沖縄の振興を図るため、沖縄にある事業場において発電の用に供する石
炭に係る石油石炭税を免除するとともに、宮古島、石垣島及び久米島と東京国際空港と
の間の路線に係る航空機燃料税の軽減措置の適用期限を一年延長しようとするものであ
ります。

委員会におきましては、沖振法制定後の振興への取組、石油石炭税の免除措置と沖縄
の電力料金、発電用石炭の供給元の確保、航空機燃料税の軽減措置と離島三路線の航空
運賃等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきもの
と決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。